

●THE GUILD 会員会則（兼入会同意書）

第1条（目的）

THE GUILD（以下「本クラブ」といいます。）は、会員（本クラブの会員会則を遵守し入会した個人及び法人）の健康維持推進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者に提供することを目的とします。

第2条（運営及び管理）

本クラブは茨城県猿島郡境町 1156 - 1 株式会社 EVERGREEN（以下「本部」といいます）が運営、管理を行います

第3条（会員制）

- 本クラブは、会員制とします。
- 会員が本クラブを利用するときは、利用する施設に指定のセキュリティキー又は受付を通じて利用できます。

第4条（入会資格）

- 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - 本クラブの施設の利用に問題がない健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。
 - 本会則に同意いただくこと。
 - 暴力団関係者でないこと。
 - 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有していない者
 - 刺青、タトゥー、（ボディペイント含む）等の露出をしないと確約できる者
 - 本クラブ内においてSNS等の写真及び動画にご自身が映る可能性を承諾できる者
 - 高校生以上の者
- 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - 暴力的な要求行為
 - 性的な迷惑・要求行為
 - 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為

第5条（入会手続）

- 本クラブに入会しようとするときは、入会申込を WEB にて行い、本クラブによる審査を受けたうえ、本クラブが承諾したときに本クラブとの契約が成立、その瞬間に入会申込サイトに記載された本規約にも同意したこととし、本クラブの会員となります。なお、本人確認の為運転免許証または保険証の写しを提供していただく場合があります。
- 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
- 会員は、入会時、本クラブから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第8条第1項に定める会費の支払義務を免れることはできません。
- 18歳未満の方が入会しようとするときは、入会時点で本書の規約に同意し、親権者からの同意があることとします。そのため、本クラブでは入会契約後の親権者の不同意の責任は負いません。親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
- 18歳未満について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。
- 会員は、入会時に本クラブに対し定めた会員証発行手数料を別途支払うものとします。
- 会員は、本クラブに対し設備メンテナンス費を本クラブの定める月または入会月に毎年支払うものとする。

第6条（届出内容変更手続）

- 会員は、入会申込に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証しなければなりません。
- 本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに書面にて変更手続を行うものとします。
- 本クラブより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着または届かなかった場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

第7条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「**プライバシーポリシー**」にしたがって管理します。

第8条（会費等の支払い）

- 会員種別毎の会費は、後記記載のとおりです。
- 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本クラブが指定する方法によりそれぞれの諸費用を払い込むものとします。
- 一旦支払われた会費は、いかなる理由があっても返還しません。
- 会費を滞納又は引き落としできなかった場合は会費を支払うまで本クラブを利用することができません。

- 会費、諸費用の滞納、未払いが発生した場合は本クラブが会員に対して法的措置を講じる場合があります。
- 本クラブに入会後はシステム上、入会月から3か月間はプランの変更や退会はできません。また3か月内にプラン変更や退会をすれば、返金はできません。

第9条（会員たる地位の相続・譲渡）

本クラブの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第10条(諸規則の遵守)

- 会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則、器具の利用にあたり定められた用法、その他クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。
- 会員が本クラブ利用に際しての盗難・紛失等につきまして本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。
- 会員が本クラブ利用における忘れ物については2週間を経過した場合、会員は一切の権利を放棄したものとし本クラブにて処分することに異議を述べないものとします。また腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合期間を経過せず処分できるものとします。
- 本クラブの施設内には、会員が安全かつ適切にその利用を供する環境を維持するなどの目的のため、出入口、受付、ジム設備周辺を撮影するカメラを設置しており、会員はこれを了承の上利用するものとします。
- 会員は過去の病歴と現在の健康状態に鑑み、体に不調があるときは自己管理により施設の利用を控えていただきます。

第11条（禁止事項）

会員は、本クラブの施設内または本クラブ施設周辺において、次の行為をすることを禁じます。尚、禁止事項を守らなかった場合には本クラブが定めた賠償金や、プランの強制変更、その他利用制限または退会していただく場合があります。

- 他の会員や施設スタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること。
- 会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
- 大声、奇声を発する行為、会員や施設スタッフに対して暴力的、性的な言動、行く手を塞ぐ行為等、その他威嚇、迷惑行為。
- 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる行為。
- 本クラブの施設・器具・備品の損壊、乱暴な取り扱いや、持ち出す行為。
- 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の迷惑行為。
- 本クラブが定めた、時間や数量を超えた利用。（器具、ロッカー、シャワーの利用等）
- 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- 刃物など危険物やペットの館内への持ち込み。

- 施設スタッフが飲酒した状態と判断した場合での本クラブ施設利用。
- 高額な金銭、物の館内への持ち込み。

- 本クラブの施設、器具等を指定された時間以上に独占する行為。

- 本クラブの許可なく、施設内において撮影、録音をする行為。

- 本クラブの認証を利用して会員でないものを招き入れる行為。

- 18歳未満の未成年者の午後10時から早朝5時までの施設利用。

- 本クラブ内での仮眠、睡眠、また施設利用と関連せずに長時間たむろすること。

- 勧誘、セールス行為、宗教的行為及びそれに類する行為。

- 器具等を床に落とすなど、故意または必要以上に音を立てるまたは振動を与える行為。

- インフォメーションルームやスタッフルームなど立ち入り禁止区域への立ち入り

- 無許可での各種設備（空調・照明・音響等）の設定変更。

- 会員や施設スタッフ及び関係者に対する退職の勧誘や就職の斡旋や引き抜きに類する行為。

- 上記個別表記以外の違法行為

- 本クラブの許可無くジム内でのパーソナルトレーニング等の指導やそのように評価される行為

- その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

- スパイクやヒールや作業靴など鋭利、不安定、フロアを汚すような靴での入館と使用

- 店内での食事行為(飲み物は可)

- ジムマシニアエリアでの携帯電話の通話行為

- イヤホンやヘッドホンを使わずジム内の音楽や動画再生による音声再生

- オプション契約する会員が契約外の会員へ利用させる行為や入室させる行為

- レンタル品を持ち帰る行為

- 本クラブへの入館の際、認証をせずに入館・利用する行為

第12条（損害賠償責任免責）

- 会員が本クラブに設置されたジム機器等を使用する際には、当該機器等の通常の用法に従うとともに、自己の健康状態や能力等を十分に考慮して使用するものとし、当該機器等を使用中に事故等が発生した場合であっても本クラブは一切の責任を負わず、会員の自己責任となります。但し、本クラブの故意または重過失によって当該事故等が発生した場合は、この限りではありません。
- 施設利用にあたり発生した紛失、盗難、その他被害に関して、本クラブは一切の責任を負いません。
- 会員同士（第三者を含む）の間に生じた係争やトラブルについて、本クラブは一切関与せず、責任を負いません。

第13条（会員の損害賠償責任）

